

令和6年度就学援助制度(新入学学用品費入学前支給)のお知らせ

開成町教育委員会

就学援助制度とは、経済的理由のため就学困難な児童生徒又は、次年度の入学予定者に就学に必要な学用品費、給食費等の援助をする制度です。

申請者の世帯の所得金額をもとに、認定された方がこの制度を受けることができます。希望される方は、次により申請してください。

今回の申請で認定を受けた場合、入学のための準備として新入学学用品費を支給します。

この制度の支給範囲は「4 支給費目」のとおりですが、今回の認定での支給は、あくまで「新入学学用品費」のみが対象です。その他、費目の支給希望がある場合、入学後再度お知らせしますので改めて申請してください。また、今回申請せず入学後に申請し認定された場合、新入学学用品費もまとめて支給します。

1 援助を受けることができる家庭及びおおよその目安

- (1) 生活保護法に基づく保護を受けている要保護世帯
- (2) 教育委員会が認定した準要保護世帯

(参考例) 前年の世帯全体の所得額(※1)が生活保護基準額(※2)の1.3倍以下の世帯

人数	世帯全体の所得額	世帯の構成員例
2人	約2,315,000円	母(40代)、子(小学生1人)
4人	約3,297,000円	父(40代)、母(40代)、子(中学生1人、小学生1人)

※1 前年の所得額＝所得金額－(社会保険料＋障害者控除)

※2 生活保護基準額は、各世帯の構成、年齢などにより異なります。上記はあくまでも目安です。

2 申請方法

【申請に必要なもの】

① 就学援助費交付申請書

・申請書は教育委員会学校教育課窓口配布又は、町ホームページからダウンロードして記入のうえ、提出してください。

② 世帯で収入を得ている者全員の(令和5年1月～12月)の所得の証明。

・次の【条件】に該当する方で、教育委員会が行う所得等の確認に同意していただける方は、証明書の添付は不要です。

【条件】	令和6年1月1日現在、開成町に住民登録をしており、住民票上の氏名で税の申告をしている。
-------------	---

《同意していただける場合》

申請者(保護者)の方は、申請書氏名欄に押印してください。

世帯員の方は、氏名欄の右側にある同意欄に押印または署名をしてください。

《所得等の確認に同意しない方、【条件】に該当しない方の所得を証明する場合》

次のいずれかの書類を提出してください。所得を証する書類の提出がない場合は審査、認定ができませんので必ず期限までに提出してください。

A：昨年の収入が給与所得のみの場合 ⇒ 令和5年分の源泉徴収票（写）※勤務先が複数の方はすべて

B：A以外の所得税確定申告書を提出した方 ⇒ 令和5年分の確定申告書（写）

C：町へ町県民税申告書を提出した方 ⇒ 令和6年度町県民税申告書（写）

D：令和5年度町県民税課税証明書 ⇒ 上記のA・B・Cのいずれも添付できない方

※ ①の申請書だけでは、審査、認定ができません。②の提出がない場合や、提出が遅れた場合は、支給対象となりませんので特にご注意ください。

【提出先】 開成町教育委員会学校教育課（開成町役場 2階）
8：30～17：15（土日祝日を除く）

【提出期限】 令和7年2月6日（木）まで（期限厳守）

【注意事項】 ・生活保護世帯については、生活保護費に教育扶助が含まれていますので、今回の認定対象にはなりません。ただし、修学旅行費のみ対象になりますので当該の学年で支給希望がある場合は、ご申請ください。

・就学援助費交付申請書には、住民登録上の世帯員全員の氏名を記入してください。所得の確認に同意されない場合又は、条件に該当しない場合、申請書に添付する所得を証する書類は父母の分だけでなく、世帯員全員（住民登録上の世帯員のうち児童、生徒等を除く）のものを添付してください。

・小学校と中学校の両方に入学予定の方がいる世帯は、就学援助費交付申請書は別々に一枚ずつ作成し、教育委員会へ提出してください。（この場合、所得を証する書類は、いずれかの申請書にだけ添付し、一方の申請書への添付は省略されても構いません。）

3 援助の決定

提出された書類等に基づいて審査し、教育委員会より3月上旬頃に結果を保護者の方に通知します。

4 支給費目

（1）新入学児童生徒学用品費

小学校又は中学校に新たに入学する児童・生徒が通常必要となる新入学に当たっての学用品費の購入費。

5 その他

・提出された書類は、教育委員会において厳重に取扱います。

※ 不明な点については、教育委員会学校教育課
（☎82-5221）までお問い合わせください。